

令和 6 年

桑折町農業委員会会議録

第 5 回総会

令和 6 年 5 月 1 7 日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和6年5月17日 午後2時30分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐 藤 孝	2 高 橋 貢
3 寺 島 智 史	4 佐 藤 親
5 大 泉 忠 志	6 山 家 修
7 菅 野 昭 一	8 蓬 田 浩 幸
9 浅 野 国 英	10 佐 藤 徳 雄

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 鈴木 清 志

主任主査 後 藤 尚 子

農業振興調整官 荒 川 光 弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただいまから令和6年第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

5番 大泉 忠志 委員

6番 山家 修 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2、議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第13号、農地法第3条許可申請 整理番号1から3を朗読後、説明】

整理番号1については、貸付人が所有する農地で、昨年度までは基盤法による賃貸借によりモモの栽培が行われていましたが、契約期間満了によりモモが植えられたままの状態で貸付人に返還されています。

今回、借受人がこの農地でモモを栽培したいという内容の賃貸借の申請がされました。

借受人は郡山市在住で、農業用ドローン等の農業機械の提供を行っておりますが、農業自体の経験はありません。今回は、福島市飯坂町在住のモモ農家の支援を受け、実際に自分でモモを栽培し、農業経営改善に向けた仕組みづくりを行いたいということです。収穫物は自己消費するとのことで、栽培計画等に無理はなく、調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

整理番号2、3については、貸付人が所有する農地ですが、現在は耕作が行われておりません。

今回、借受人がこれらの農地で醸造用ブドウを栽培したいという内容の賃貸借の申請が出されました。

借受人は新規就農者で、伊達普及所及び町の新規就農担当者への相談を経て、認定新規就農者として2名の貸付人から合計 9,765 m²の農地を借り受けるという内容になります。普及所への相談を行ってからの申請となっておりますので、栽培計画等に無理はなく、調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

なお、譲受人は、今後徐々に栽培面積の拡大を予定しているとのことです。

会 長

ありがとうございました。

先ほどの協議会で、半澤正志委員から、整理番号1の申請地の畑は、草刈りや剪定もされていないとの指摘がありましたが、今回は申請を許可し、今後事務局が指導していくということにしたいと思いたいますがいかがでしょうか。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。事務局には先ほどのとおりお願いしたいと思います。

つづきまして、総会日程第3、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第14号、農地法第5条第1項の事業変更申請 整理番号4を朗読後、説明】

整理番号4については、令和4年11月の農業委員会総会において農地法第5条第1項の規定による農地の一時転用許可を受けた後、申請人が消防署建て替え工事用の現場事務所及び駐車場として利用していましたが、工事期間の延長に伴い、農地転用許可期間の延長の申請を行うものです。

今回の申請は、農地の転用許可期間の終期を、令和6年7月31日に延長したいという内容となっております。

本申請については、既に一時転用許可を出している農地について、工期延長のための転用許可期間の延長という申請であり、新たに転用を行うということ

ではないことから、許可することはやむを得ないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第 14 号は、原案のとおり決定いたしました。

先ほどの議案第 13 号について、採決が抜けておりました。改めて採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第 13 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第 4、議案第 15 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 15 号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号 5 から 11 を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号 5 から 8 については、所有権移転となります。全て譲受人が耕作する農地の隣接地であったり、現在借り受けしている農地であったりと、農地の

集約化を図られる内容となっております。なお、売買の内容につきましては、先日開催されたあっせん委員会において、会長及び農業委員立ち合いのもと双方で合意しております。

整理番号 9 から 11 については、農地中間管理事業を利用した一括方式での利用権の設定であり、福島県農業振興公社との転貸契約となります。

以上 7 件の所有権移転及び利用権設定については、全て改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第 15 号は、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、第 5 回総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和 6 年第 5 回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後 2 時 43 分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年5月17日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人